

貯 蓄 預 金 規 定

1. (預金の払戻し)

この預金を払戻すときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。

2. (自動支払い等)

この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。

また、この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

3. (利息)

(1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。以下同じです。）1,000 円以上について付利単位を1円として、下記(2)の利率によって計算のうえ毎年3月と9月の当組合所定の日に、この預金に組入れます。

(2) この預金の利息を計算するときの基準となる預金残高（以下「基準残高」といいます。）は当組合所定の金額とし、適用する利率は次のとおりとします。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

- ① 毎日の最終残高が基準残高以上となった期間
当該期間における店頭表示の「基準残高以上利率」
- ② 毎日の最終残高が基準残高未満となった期間
当該期間における店頭表示の「基準残高未満利率」

この他、「流動性預金共通規定」を参照ください。

以 上

令和4年4月1日改定